

高知くらしの護身術

71

電子取引

基本ルールを知ろう

(2007年10月16日掲載原稿)

中・高校生などの若者から携帯電話でのトラブルの相談です。

ショートメッセージサービスで受信したメールに記載されていたURLにアクセスしたりインターネット閲覧中などにトップページにあったコンテンツをクリックしたところ【入会ありがとうございます】と表示された。びっくりして切った直後に【登録ありがとうございます。】とのメールが届いた。改めてサイトを見直してみると利用規約へのリンクがあった。利用規約には「トップページのコンテンツを選択した時点で登録となり、登録料金3万円が入会日より発生します。」と書かれていた。また「4日以内に入金が確認できなければ、個体識別番号を基に当番組管理部より事務手数料、延滞料、人件費、損害金を追加して直接請求します。」とある。間違っただけで登録したので退会したいが、規約に「入金確認できない方は退会処理できません。」とあるが有料とは知らず、また入会するつもりもなかったが支払わなければならないかというものです。

支払わなければならないかどうかは、「契約が成立しているかないか」がポイントです。

通常の買い物の場合は、利用料金などは会話で確認し、「ほしい=よいでしょう」で合意するのですが、インターネットなどの場合は、会話ができません。そのために、業者が「クリックすれば有料の申込になることを明確に表示」「申込前に内容確認と訂正ができる画面を設定する」などの措置をしていない場合は、たとえ消費者に不注意があっても、錯誤による無効を主張できるとされています。

また、わかりにくい場所に規約を表示している、重要事項についてウソの内容を伝えているなどの場合には契約を取り消すことができます。

これらはインターネットなどの電子取引の基本ルールですので、知識として身に付けてほしいものです。相談事例は、ルールに則っていません。取り合わないのが最善です。